

平成24年度 第1回 瑞穂市まちづくり基本条例 推進委員会



日時：平成24年7月27日（金）15:00～
場所：穂積庁舎 議員会議室

瑞穂市まちづくり基本条例について①

瑞穂市まちづくり基本条例を策定した背景

- 地方分権
- 住民ニーズの多様化



まちづくりに関する基本的な考え方、
ルールづくりが必要

まちづくりの基本理念

瑞穂市まちづくり基本条例について②

まちづくりとは . . .

「市民生活に係る様々な分野において、わたしたちの暮らす地域等をより良いものとするための取り組み」

～瑞穂市まちづくり基本条例第2条より～

＜ハード面＞道路、建物等の整備

＜ソフト面＞選挙の投票、ボランティア活動、自治会活動への参加等

瑞穂市まちづくり基本条例について③

市民	<ul style="list-style-type: none">・ まちづくりへの参画・ 地域との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与する・ 自治組織などでの地域活動 等
議会	<ul style="list-style-type: none">・ 開かれた議会運営・ 広く市民から意見を求める 等
市長(市)	<ul style="list-style-type: none">・ 市政運営の方針の明確化及び達成状況の公表・ 公正かつ誠実な執行及び運営・ 市民参画の機会の保障 等

それぞれの役割を明確化

「協働」によるまちづくりを推進

瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会 について

当委員会の活動について

- 第21条 まちづくり基本条例推進委員会(以下「推進委員会」という。)は、市長の諮問に応じ、協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について審議し、市長に答申するものとします。
- 2 市長は、この条例の見直しに当たっては、推進委員会に諮問するものとします。
- 3 推進委員会は、市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては、市長に提案するものとします。
- 4 前3項に規定するもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。

市の取組みについて①

①基本条例の周知活動

条例パンフレットの更新、広報

②各課における条例に関する取組み

市の取組みについて②

パンフレットの更新

<更新内容>

- ・ 市民向けのもの
- ・ 市民のまちづくりのきっかけになるもの
- ・ 市の取組み内容が分かるもの

市の取組みについて③

各課における条例に関する取組み

各業務において、

- ・ 市民参画、市民協働
- ・ 情報公開、情報提供、説明

をどのように実践するか

平成24年度 第1回
瑞穂市まちづくり基本条例
推進委員会



日時：平成24年7月27日（金）15:00～
場所：穂積庁舎 議員会議室